

常勤理事報酬規程

平成22年4月1日制定

(総則)

第1条 この規程は、一般財団法人造水促進センター（以下「本財団」という。）定款第35条第一項の規定に基づき、本財団の常勤理事の報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 会務の執行に常時あたる理事には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は別紙に掲げるものとし、理事会で決議し理事長が定めるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に支給することができる。

第4条 新たに役員となった者の就任した月の報酬は、日割計算による。

2 役員が退職し、又は死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別紙

1. 常勤理事月額報酬上限金額

(1) 専務理事：910,000円

(2) 常務理事：760,000円

(3) 理事：650,000円

2. 常勤理事年間賞与

上記3役の年間賞与については、人事院勧告に基づく国家公務員の年間支給率を上限とする。